

宇和島市教育委員会会議録

令和5年7月定例会

令和5年7月20日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和5年7月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年7月20日（木） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、弓削 由美子、
浅井 敬司、田村 裕子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、
学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司

教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
6. 付議事件
議案第29号 宇和島市こども支援教室設置条例
議案第30号 宇和島市文化財保護審議会委員の委嘱について
7. 説明及び報告事項
(1) 学校再編整備に関する検討について
8. 会議概要
(1) 会議成立の報告
○教育総務課長
教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。
それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告（午後4時00分）
◎教育長
それでは、ただいまより令和5年7月定例教育委員会会議を開催します。

学校は終業式があり、明日から夏休みです。

資料2、3ページご覧いただきますと、この間は、学校訪問が非常に多くあった期間でした。全ての学校は回れていませんが、回れた学校の中で、気づいたことに少し触れてみたいと思います。

資料を確認ですが、お手元に5種類の資料があると思います。

1枚目は、宇和島教育の原稿ですが、ポイントと思うところに赤字を施したものです。

タイトルは、『これからの「人に」求められること～「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の可能性～』です。

コロナ禍が終わり、今年度はコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の実質化に力を入れているところですが、それとも大いに関係があるものです。

本文の冒頭3行を見てみますと、『これからの「人」に求められること。ここでは二つの点に絞って挙げておきます。一つは「意欲（モチベーション）」。もう一つは「体験」です。そのために欠かせない方法が「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」です。』と。

なぜ「意欲（モチベーション）」と「体験」が必要なのかについて、述べてるわけですが、ポイントは、これからの世の中には人工知能が入ってくるといっています。

中段に、『「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」は、自分にとっての一番身近な社会である地域の「モノ、コト、ヒト」と直接関わるという生の「体験」を通じて、自ら「問い」を立てる「意欲」を持つ「持続可能な社会の創り手（その当事者）」を育成する方法なのです。それはESDの考え方とも重なります。』といっています。

『学校と家庭・地域の連携・協働によって、より豊かな実体験の機会を創れる環境がある。ここに地方におけるこれからの教育の可能性があると考えています。』という締め方をしていますが、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、別のキーワードで申し上げると、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）、平たくいえば、人と人との繋がりを作っていくためのツールであるという言い方ができると思います。

そういったコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を機能させるための設計図が、社会に開かれた教育課程となるわけですが、学習指導要領はどのように記述しているのかを改めてここで確認をしておきたいと思います。

2枚目をご覧ください。

学習指導要領の前文です。

3段落目と4段落目を特に確認したいのですが、これからの学校には、大きく分けて二つ求められると書かれています。

その二つというのは、豊かな人生を切り拓けるような個人、そしてもう一つは、持続可能な社会の創り手の二つだとありますが、そのために「必要な教育のあり方

を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ、計画的に組み立てた教育課程である。」と3段落目に明記されています。

そして4段落目には、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し」とありますが、それはどこの学校、どこの地域でも同じではなく、それぞれの地域、それぞれの学校において必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを、教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働により、その実現を図っていくような、社会に開かれた教育課程の実現が重要だとなっています。

次の資料をご覧ください。

この度、学校訪問で、ある市内小学校のグランドデザインを見せてもらいました。他の学校と比べて、特徴のある表現がされています。

まず一番上に、「輝く瞳 地域のために」と書かれています。

ほとんどの学校は、児童の育成の話が一番上にきますが、この学校は、地域のために一番上に掲げられており、そのためにどんなことを共有するのかを学校運営協議会で決めていくと表現されています。

多くの学校は、どういう学校目標立て、どういう学校活動していくのかというのは、学校側が決めて、学校と地域と家庭が共有・協働していくような構造が表現されているところが多いですが、この学校は、児童と地域のために何をしていくかは学校運営協議会で決めると表現されています。

さらに特徴的なのは、この地域の具体的なプレーヤーが固有名詞で出てきます。

そして、その固有名詞が出てくる地域のプレーヤーを地域学校協働活動推進員がつなぎ、回していくと表現している学校は非常に珍しいです。

裏をめくりますと、「本校教育の特色」と書かれています。特に「公民館と連携した体験活動を積極的に取り入れている。」、要するに地域のセンターである公民館と関わって連携していくと謳っています。

そして、「地域学校協働活動推進員を中心として、多様な人・もの・こととのつながりを大切にした学習や活動を工夫している。」と表現しています。

校長先生にお聞きしたところ、学校運営協議会で地域と共有し、こういう教育をしていきたいと説明し、承認をいただいているということでした。

先ほどご覧いただいた学習指導要領の記述。「それぞれの学校において、地域とどのように連携していくのか」について、具体的に表現されているのが「総合的な活動の時間年間活動計画」になります。

左を見ますと、4月から3月までの時間の流れが表現されています。

そして、上段を左から右に見ていくと、3・4年生、5年生、6年生と横軸になっています。何年生は、いつ、どのようなことを、地域の誰とするかということまで表現されています。これを学校と地域が共有して、地域学校協働活動推進委員が

学校と地域をつなぐための設計図になっているため、カリキュラムマネジメントする上においても、地域の具体的な意見を引き出しやすくなり、その修正の結果がここに反映される形になっています。非常に良い方法である印象を強く持ちました。

最後の資料をご覧ください。

先ほど、この学校では、公民館、地域とも連携していくことを特徴として掲げていました。

社会教育の活動を共有する上で作った資料の右上③と書いてあるページをご覧ください。

色々なプレーヤーがバラバラにするのではなく、共通の目標を高く掲げて共同していくという考え方を示した図です。一番左側には社会教育のプレーヤーとして公民館主事、フィールドとして地区公民館という書き方になっていますが、左から5番目に学校教育とも連携していけることも示しています。

先ほど紹介した学校で、公民館と地域学校協働活動推進員が真ん中に入り、取り組んでいるのは、社会教育と学校教育が連携しており、非常に良い取り組みだと感じています。

社会教育の分野では、なぜそういう取り組みが必要かについて、5ページをご覧ください。

「経済は大きく3つのメカニズムで動く」と書かれています。

そして、その3つのメカニズムは、「税金を基礎とした公共メカニズム」、「需要と供給を基礎とした市場メカニズム」、「家族や地域での協力を基礎とした共同体メカニズム」と書いていますが、この共同体メカニズムのベースにあるのは、関係性(つながり)、つまり、ソーシャル・キャピタルのことです。

ですので、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、最終的にはここに行き着くことを示しているものです。先ほど紹介した学校はその本質をつき、具体的なアクションに落とし込める教育課程を表現しています。これから宇和島市の各学校の教育課程のお手本になるのではないかと学校訪問を通じて非常に心強く思った部分です。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、議案第30号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

—挙手—

◎教育長

それでは挙手全員ですので、議案第 30 号については非公開で審議いたします。

それではその他の議事に入ります。

付議事件の議案第 29 号を事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

宇和島市こども支援施設設置条例について説明します。

不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う「適応指導教室」の設置推進を背景に、宇和島市では平成 11 年に、かつての宇和島幼稚園の園舎において、こども支援教室「わかたけ」の運営を開始しました。

適応指導教室については、平成 4 年 9 月 24 日付け通知をはじめとする文部科学省の通知により、教育委員会の取組としてその設置推進、機能の充実等が謳われていますが、設置根拠に関する明確な記述はなく、結果として条例、規則、要綱等、自治体に応じて設置に関する規程がまちまちであるのが現状です。

このような状況下、「わかたけ」の設置・運営については、運営方針や入退室の基準等を「運営要項」として定め、公表することで、適正な運営に努めてきましたが、このたび、発達支援センター等を含む複合施設としてリニューアルされることを機に、条例によりその設置根拠を明確にしようとするものです。

なお、関係法令については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条において「地方自治体は、条例により必要な教育機関を設置することができること」、また、地方自治法第 244 条の 2 において「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、法令によるもののほかは条例で定めなければならないこと」が明記されています。「わかたけ」への通室は指導要録上「出席」扱いとしていますが、学校外施設での相談・指導を「出席」扱いとする前提として、国は「(原則) 教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関」であることを条件としていることから、このことも踏まえて、両法律の規定に基づいた条例の制定が適切であると考えています。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎木下委員

条例に関する質問ではありませんが、コロナ禍以降、不登校の児童・生徒が増えていると耳にしますが、宇和島市の小・中学生の不登校の数はどうなっていますか。

○学校教育課長

令和 4 年度は小学校が 51 名、中学校が 61 名、合計 112 名で、過去最多となっています。

令和 5 年度はまだ 7 月の報告が出ていない状況ですが、6 月の報告では小学校が 19 名、中学校が 33 名という状況です。

◎教育長

コロナ前はどのくらいでしたか。

○学校教育課長

令和4年度と比較すると、少ない人数であったことは間違いありません。

◎木下委員

コロナの状況によって学校に通えなくなり、そのまま不登校になった方もおられると思います。

また、この「わかたけ」をそういう児童を持つ保護者にも積極的に利用していただくよう進めていただけたらと思います。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第29号について採決に移ります。

原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第29号は原案どおり可決いたします。

◎教育長

続きまして、次は非公開の案件の審議となります。

◎教育長

議案第30号を上程する。

<議案第30号>

宇和島市文化財保護審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市文化財保護審議会委員の委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。(1) 学校再編整備に関する検討について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

宇和島市学校再編整備検討委員会の報告をします。

まず、第1回については、6月26日(月)に開催しました。

会議冒頭で、第1回は協議事項の内容を説明するまでに留め、本格的な協議は、第2回目からとする旨を説明し、会議を進行しています。

事務局からの説明事項として、現行の①市の統合方針及び②学校の組合せを説明し、また、③各小学校の人口推計と立地状況、④次回の協議事項の4つに関して、統合に係る基礎的な情報を説明しています。

続いて、第2回は、7月18日(火)に開催し、現行の「基本方針」と「組み合わせ案」の見直し要否について、委員から自分の意見を述べる内容としました。

また、事前に積極的な発言をお願いしていましたので、委員から様々な意見があり、会議全体を通じて発言が途切れることはなく、2時間を超える会議となりました。

ここで各委員の発言の主なものを報告します。

(1) 現行の「基本方針」の見直し要否については、「平成17年以前の旧町村統合などの歴史的背景であるが、かなり以前の話であり、当時の人口状況とは大きく異なっていると思うが、判断材料の一つとすること自体に異論はない。」「“まちづくり”をはじめ、様々な角度から検討すべきとは思いますが、その全てを学校再編に反映することができるのか。基本的には、子ども本位で検討を進めるべきではないか。」「学校統合の結果、教育効果の向上、学力アップや不登校児童の減少などを期待したい。」「学校再編は非常に難しい課題であり、様々な視点から検討する必要があるが、まずは子どもを第一に考えて進めるべきであろう。」といった意見がありました。

このようなご意見は出されましたが、事務局提案の7項目に対して、個別具体的な修正意見は、特にありませんでした。

次に、(2) 現行の「組み合わせ案」の見直し要否、特に現在の統合検討対象学校に関する意見です。

意見として、「学校の統合パターンによっては、通学面(手段・距離・天候等)が心配である。」「統合により、校区が広範囲となることで学校側の負担が増えるのではないか。」「地域の事情を考慮した方がよいのではないか。」「地域の事情は理解できるが、子どもの教育環境としては大規模校の方が望ましいのではないか。」「大規模校にはない小規模校の良さも考慮すべきと考える。」「3校以上で統合する場合、

順次統合の可能性も残した方がよいのではないか。」「児童数が横ばいで推移する学校が統合することに関して、保護者等の理解が得られにくいのではないか。」といったものがありました。

最後に、第3回宇和島市学校再編整備検討委員会は、開催日時はまだ決まっていますが、第2回の会議で出された意見を踏まえて、事務局が作成したたたき台をお示しし、今後細部を調整し検討していきたいと考えています。

◎教育部長

補足ですが、総じて、統廃合についてはほぼ前向きな意見で、否定的な意見はなかったと認識しています。保護者は統合に関しては、前向きな意見であったと思います。

ただ、配慮すべきこともあります。通学手段であるとか、統廃合決定後のことではありますが、校歌はどうするかなどと課題が多いといった意見もあります。

2回目の会議は広く意見をいただく機会としたので、何かが決定したわけではありません。第3回においては、事務局案としてまとめたものを提示して改めて意見をいただこうと思っています。その都度教育委員会委員の皆様へ情報提供し、また意見をいただきたらと思いますので、よろしくをお願いします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

検討する折々に報告いたします。

(5) その他

◎教育長

次に、“その他”に移ります。

○伊達博物館長

91 ページをお願いします。

伊達博物館改築事業にかかる、住民投票条例制定請求について、結果の報告です。

6月議会の最終日に、住民投票条例案の採決があり、条例案を否決した産建教育委員会の委員長報告に対して、議長を除く23人で採決が行われ、賛成18、反対4、棄権1で、否決されました。

代表請求人の方は、「市議会は市民の声を聞かないという判断をした。今後も諦めず最後までやっていきたい」と述べられていましたが、教育委員会としては、今後も、議会や市民に丁寧に説明し、先月の定例会でお知らせしたスケジュールのとおり、事業を進めていきたいと考えています。

報告は以上です。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

次の報告をお願いします。

○人権啓発課長

92 ページをお願いします。

パフィオうわじま人権講座のご案内です。

今年度、教育委員会では、「人権」をテーマに取り組んでおり、特に社会教育における人権・同和教育の推進を行っています。

この度、宇和島市生涯学習センターパフィオうわじまの指定管理者の株式会社上田さんに賛同いただき、指定管理者の自主事業で人権講座を開催します。

日時は、9月23日（土）14時からで、場所は、パフィオうわじまです。講演は2時間の予定です。

内容としては、宇和島市出身の一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長の川口泰司さんを招き、「ネット人権侵害と部落差別の現実～寝た子はネットで起こされる！？」と題して、差別の現実とネット対策、今後の人権教育の在り方などについて講演いただきます。

入場は無料ですが、事前申込みが必要ですので、チラシ下段の方法で申し込みください。

ぜひ、参加いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

特に人権問題については、これまでと同様に、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす取組を粘り強く推進していかなければいけないと思います。

一方で、宇和島市としては、教育大綱に令和2年度からウェルビーイングを掲げています。

先月、国の新たな教育振興基本計画でもウェルビーイング（主観的幸せ）を教育の目標として掲げたところです。

4月に、こども基本法が施行され、その条文では、子どもの意見表明、参加を幅広く推進していく必要性が確認されました。今後は従来どおり様々な人権課題を解決していく取組を継続しながら、多様性を認め合い、支え合う共生社会を創造する教育・啓発活動に取り組んでいかなければならないと思っています。

◎教育長

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎木下委員

明日、市内小学校の水泳記録会が、今年度から初めて吉田ふれあい運動公園の室内温水プールで開催されます。今までの吉田小学校のプールであれば、観覧席があり、保護者も観覧することができましたが、吉田ふれあい運動公園の室内温水プールでは、観覧席が狭く、保護者が観られない状況です。「統合まで2回は吉田小学校で開催できるのに。」という保護者の声があったのですが、なぜ今回から、吉田ふれあい運動公園の室内温水プールで開催となったのかを教えていただけたらと思います。

○学校教育課長

小学校体育連盟の話し合い等で決まったと聞いてはいますが、具体的な理由について、聞いていませんので、把握した上でお答えします。

(後日回答済：令和7年4月の統合を見据えて、現吉田小学校が使えなくなった後の準備としての開催)

◎木下委員

残念がられた保護者が多数おられましたので、学校を通じて説明して下さると助かります。

(5) 閉会宣言 (午後5時00分)

◎教育長

それでは以上もちまして、8月定例の教育委員会会議を閉会いたします。